

## 主な用語の解説

- ・ 三位一体改革＝国の関与の縮小と地方の権限・責任の拡大によって地方分権の推進を図るため、国庫補助負担金、地方交付税、税源移譲を含む税源配分のあり方を三位一体として、その改革が進められたものですが、国の財政健全化が優先され、地方交付税の大幅な減額によって地方財政が窮地に陥るなど、地方にとって不満の残る結果となっています。
- ・ 地方交付税＝東京都と沖縄県の1人当たりの税収に3.2倍の格差があるような地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む国民も義務教育など一定の行政サービスが等しく提供されるように必要な財源を保障するため、地方に代わって徴収された国税5税の一定割合（法定税率分）が再配分される地方の固有財源です。
- ・ 一般財源＝財源の用途が特定されず、どのような経費にでも使用できるもので、主に、地方税、地方交付税、地方譲与税などの収入がこれに当たります。
- ・ 扶助費＝生活保護法などの法令に基づき支給されるもので、任意に削減や圧縮ができない義務的な経費です。
- ・ 公債費＝地方公共団体が借り入れた地方債（民間の長期借入金に相当）の元利償還金と一時借入金の利子の合計額です。
- ・ 経常収支比率＝財政構造の弾力性を表す指標で、人件費、扶助費、公債費などの義務的な経常経費に、地方税や地方交付税（普通交付税）などの経常的な一般財源がどの程度充当されているかを示すもので、この指標値が高くなるほど地方独自の政策に充てる財源が乏しく、財政が硬直化していることとなります。
- ・ 臨時財政対策債＝地方交付税の財源不足を国と折半して補てんするため、特例として発行されている地方債です。元利償還金相当額は、後年度地方交付税に算入されますが、本来は、地方交付税の財源となる国税5税の法定税率を引き上げるのが原則です。
- ・ 経常的経費・一般的経費＝予算編成の際に、義務的経費、政策的経費、公共事業費のほか、業務委託料や旅費、消耗品費、役務費などの管理事務経費等を経常的経費、各種団体の運営費や大会等の補助、統計調査費等を一般的管理費として区分し、それぞれの経費の特性に応じたシーリング（削減率）を設定しています。
- ・ 給与構造改革＝地場賃金を反映した公務員の給与水準の見直しや、年功型給与から職務・職責に応じた俸給への転換、勤務実績の反映強化などを内容とする抜本的な制度改革です。本県での削減率は平均5.4%で、若年層を除き今後数年間は給与が据え置かれることとなります。